

議案第 5 4 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

渋川市長 星 名 建 市

## 専 決 処 分 書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の  
とおり専決処分する。

令和8年3月31日

渋川市長 星 名 建 市

## 渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成18年渋川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第26条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、「ケまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

茨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額） 第2条（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>670,000円</u>とする。</p> <p>3・4（略） 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、<u>加算後の額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。</u></p> <p>（国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>30,000円</u>を超える場合には、<u>30,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>（1）（略）</p>	<p>（課税額） 第2条（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3・4（略） 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額_____の合算額とする。</p> <p>（1）（略）</p>

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ケ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ケ (略)

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) (略)

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」とい

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ケ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ケ (略)

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) (略)

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」とい

う。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項\_\_\_\_に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

う。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

令和8年度 課税限度額の引上げ及び軽減対象の拡大による影響について

1 総世帯数

医療分、支援分：11,069世帯、介護分：4,597世帯、子ども分：10,979世帯

2 課税限度額の引上げ

令和7年度 医療：66万円、支援：26万円、介護：17万円＝合計109万円

令和8年度 医療：67万円、支援：26万円、介護：17万円、子ども：3万円＝合計113万円

	医療分		支援金分		介護分		子ども分		合計：円
	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	
改正前	125	44,334,110	85	12,845,301	69	6,616,247	0	0	63,795,658
改正後	119	43,223,560	85	12,845,301	69	6,616,247	80	1,349,730	64,034,838
影響額	6	1,110,550	0	0	0	0	△ 80	△ 1,349,730	△ 239,180

3 軽減対象の拡大

令和7年度 5割軽減：43万円＋30万5千円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)

2割軽減：43万円＋56万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)

令和8年度 5割軽減：43万円＋31万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)

2割軽減：43万円＋57万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)

	軽減割合	医療分		支援金分		介護分		子ども分		合計：円
		軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円	
改正前	7割	3,339	116,291,916	3,339	41,640,216	1,410	15,324,912	3,259	5,000,978	178,258,022
	5割	1,656	48,405,826	1,656	17,226,886	622	5,235,006	1,647	2,147,573	73,015,291
	2割	1,242	15,120,401	1,242	5,377,385	449	1,518,068	1,242	673,169	22,689,023
	計	6,237	179,818,143	6,237	64,244,487	2,481	22,077,986	6,148	7,821,720	273,962,336
改正後	7割	3,339	116,291,916	3,339	41,640,216	1,410	15,324,912	3,259	5,000,978	178,258,022
	5割	1,697	49,693,243	1,697	17,684,200	632	5,316,506	1,688	2,205,203	74,899,152
	2割	1,245	15,149,265	1,245	5,387,810	451	1,517,667	1,245	674,367	22,729,109
	計	6,281	181,134,424	6,281	64,712,226	2,493	22,159,085	6,192	7,880,548	275,886,283
影響額	7割	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5割	41	1,287,417	41	457,314	10	81,500	41	57,630	1,883,861
	2割	3	28,864	3	10,425	2	△ 401	3	1,198	40,086
	計	44	1,316,281	44	467,739	12	81,099	44	58,828	1,923,947

※2及び3ともに令和8年3月末時点のデータで試算（所得額、被保険者数は増減なしで試算）

4 課税限度額の引上げ及び軽減対象の拡大に伴う影響額の収支

	医療分：円	支援金分：円	介護分：円	子ども分：円	合計：円
①限度超過額	1,110,550	0	0	△ 1,349,730	△ 239,180
②軽減対象拡大	1,316,281	467,739	81,099	58,828	1,923,947
③影響額	△ 205,731	△ 467,739	△ 81,099	△ 1,408,558	△ 2,163,127

課税限度額の引上げによる国保税調定額増加分と軽減対象の拡大による国保税調定額減少分の収支については、約216万円の減少となる。